

奈良県パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続について必要な事項を定め、県の政策形成過程における透明性及び公正性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、県の基本的な施策に関する計画等を立案する過程において、その計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を県民等に公表し、これらについて提出された県民等の意見、情報及び専門的な知識を考慮して意思決定を行う手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるものとする。ただし、緊急性を要するもの、軽易なもの等を除く。

- (1) 県の施策に関する基本的な計画、指針等の策定及びこれらの重要な改定
- (2) 県民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例若しくは規則（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃に係る案の策定
- (4) 公の施設の建設に係る基本的な計画の策定及び重要な改定

(公表の時期等)

第4条 実施機関は、前条各号に掲げるもの（以下「計画等」という。）の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、その計画等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案の概要
- (3) 計画等の案に関連する次に掲げる資料
 - ア 根拠法令
 - イ 計画の策定及び改定にあつては、上位計画の概要
 - ウ 計画等の立案に際して整理した論点

(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、公表しようとする計画等の案及び同条第2項各号に掲げる資料（以下「案等」という。）を原則として実施機関の担当課（室）、県政情報センター及び県民お役立ち情報コーナーに備え付けるとともに、県のホームページに掲載することにより行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、実施機関は、必要に応じて関係市町村や関係団体等に案等を備え付けるなど、県民等が案等を閲覧できる機会を広く確保するよう努めることとする。

3 公表する内容が相当量に及ぶときには、当該計画等の案等の概要及び公表資料全体の入手方法を明確にしておけば、活用する公表方法の全てにおいて案等の全体を公表する必要はないものとする。

(県民等への周知)

第6条 実施機関は、前条の規定による案等の公表を行うことについて、次に掲げる方法等を活用し、県民等への積極的な周知に努めるものとする。

- (1) 県の発行する広報誌への掲載
- (2) 報道機関への発表
- (3) その他適当と考えられる方法

(意見及び情報の提出)

第7条 実施機関は、案等の県民等への周知に要する期間、県民等が計画等の案についての意見及び情報を提出するために必要と判断される時間等を勘案し、原則として30日以上

見及び情報の提出期間、提出方法及び提出言語の種類、氏名・連絡先等を意見受付の条件とする旨を定め、当該計画等の案等を公表する時に明示しなければならない。

- 2 前項の提出方法は、郵便、ファクシミリ、県ホームページ上のフォーム機能等によることとする。
- 3 当該計画等の案についての意見及び情報を提出した個人の氏名又は法人の名称その他個人又は法人に関する情報は、原則として公表しないこととする。ただし、当該情報を公表しようとする実施機関は、当該案等を公表する時に明示しなければならない。

(意見及び情報の処理)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見及び情報を考慮して、計画等について意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等について意思決定を行った場合は、提出された意見及び情報の概要（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）、これらに対する県の考え方並びに当該計画等の案を修正したときにあっては、当該修正の内容及びその理由を公表しなければならない。ただし、奈良県情報公開条例第7条（平成13年3月奈良県条例第38号）の不開示情報に該当するものを除く。
- 3 前項の規定による公表は、当該案等の公表方法に準じて行うものとする。

(意思決定過程の特例)

第9条 附属機関等において、この要綱に定める手続に準じた手続を経て策定された報告、答申等に基づき実施機関が計画等を立案する場合その他計画等の立案に関し、この要綱に規定する事項について他に特別な定めがある場合は、この要綱の規定は、適用しない。

- 2 本手続を行った後、最終的な意思決定を行うまでに相当の期間が経過した場合又は著しい事情の変化等により当初の案と著しく異なる案により計画等を策定する場合は、再度本手続を行うものとする。

(実施の報告及び一覧表の作成等)

第10条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとする場合、又は第8条第2項に基づき公表する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める事項を行政経営・ファシリティマネジメント課に報告するものとする。

(1) パブリックコメント手続を実施しようとする場合

- ア 案件名
- イ 案等の公表日
- ウ 意見及び情報の提出期限
- エ 計画等の案の入手方法
- オ 公表資料
- カ 意見及び情報の提出方法
- キ 問合せ先

(2) 第8条第2項に基づき公表する場合

- ア 案件名
- イ 意見及び情報の締切日
- ウ 結果公表日及び終了日
- エ 結果公表方法
- オ 意見及び情報の概要

- 2 行政経営・ファシリティマネジメント課は、この要綱による手続を行っている案件の一覧を作成し、県政情報センター及び県民お役立ち情報コーナーに備え付けるとともに、県のホームページに掲載して公表するものとする。
- 3 行政経営・ファシリティマネジメント課は、毎年度この要綱による手続を行った案件の実施状況を取りまとめ、県のホームページに掲載して公表するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関して必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。